

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、28人の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。

#### 開 会

委員長 本日は多数の傍聴人の方々お見えです。本会教育委員会会議が最後まで円滑に進みますよう、特にご協力のほどお願いをいたします。

ただいまから平成16年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

#### 議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たりまして、本日の会議録署名人を根守委員をお願いいたします。

#### 議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案7件となっております。

#### 議案第5号

委員長 では初めに、議案第5号「平成15年度3月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第5号「平成15年度3月教育費補正予算について」

平成15年度3月教育費補正予算について、別紙のとおり松戸市議会3月定例会に提出するよう市長に申し出るものです。

平成16年3月2日提出。松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

まず、この件につきまして概要を述べさせていただきます。詳細につきましてご質問がありましたら、それぞれ担当課の方でご説明をさせていただきたいと思っております。

では、概要につきまして述べさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。

補正前の教育費予算が140億1,761万5,000円でございます。一番下段を見ていただきたいんですけども、補正はこのほど1億2,018万円の減額となります。したがって、合計で138億9,743万5,000円となっております。

次のページでございます。

人件費と、事業費という形で内訳をつくらせていただいております。合計で1億2,018万円の減という数字になっておりますけれども、この内訳でございます。

主なものといたしましては、次の3ページをごらんいただきたいと思っております。

それぞれの項目ごとに主な増減を、右側に説明を加えさせていただいております。例えば教育総務費、事務局費のところでございますけれども、この増分につきましては退職手当について補正したものでございます。それと高志教育振興基金の積立金の増の6万4,000円等々積み合わせまして、この表のとおりになっておるところでございます。

特にそれぞれの項目のところ一般職の人件費がございまして、これは職員の給与が1月から平均で0.99%減となったことによるものでございます。大規模改修事業等の減額につきましては、高木第二小学校の入札差金でありますとか、それぞれ入札をしまして予定価格よりも下回って落札されたための残ったお金でございます。

それから次に、4ページ以降につきましては、それぞれ主な事業の説明書という形でつけさせていただいたところがございますので、ごらんになっていただければと思います。

補正につきましては以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 この補正予算についてご質問ございませんでしょうか。

本部長 3ページを見ていただくと、よくわかりいただけると思いますが、

委員長 いかがですか。

關委員 補正の中身を見ますと、相当減額されている部分があります。それから、全体的に減少、減額されている部分があります。内容については、たしか3ページ以下ですので、関連性がわかったんですが、2ページのこの表を見ますと、教育総務費のところだけが補正がふえて、しかもそれが人件費として1億5,529万7,000円増額です。ほかの小学校費、中学校費、高等学校費はすべて減。保健体育総務費のところ473万2,000円ふえ、学校建設費は小学校で、3,450万7,000円ふえている。しかし、ほとんどが減の中で事務局費のところだけ突出してふえているという、その説明がないですが、これは何か。

本部長 通常、定年退職者につきましては、当初予算で予算措置をしておくものでございますけれども、年度内に定年退職者以外の退職がございます。本年度、勸奨退職に伴います者が6名、それから年度内に死亡した者が1名ありまして、計7名分の退職金につきまして予算措置してなかったものですから、その退職金について今回補正するというところでございます。

それから、もう一つお話がございました学校建設費の増につきましては、小金小学校の校地が一部借地がございます。それが相続等の関係で買い上げを求められております。それに基づきまして、学校用地の購入費が増額になったということで、あとは事業確定に伴う減額がほとんどでございます。

關委員 わかりました。そうすると、その定年退職以外でおやめになった方の退職金等手当は、これは小学校、中学校、高等学校区分の中の予算ではなくて、教育総務費の中から計上して支出するということですね。わかりました。

委員長 補正予算については、よろしゅうございますか。

關委員 もう一ついいですか。

委員長 はい、どうぞ。

關委員 私は数字が弱いので、わからないことがある限りちょっと確認したいと思っていますので、勘弁してください。

小学校費の今恐らくご説明あった点だと思うんですが、6ページの資料。6ページのところで、これが学校用地購入費として5,864万9,000円計上されているわけですね。これが3ページを見ますと、学校用地購入費増として5,719万9,000円と数字があります。この差額は何でしょうか。

教育施設課長 学校用地の購入費といたしましては5,719万9,000円、これが用地の買い上げ料。それと、それに伴う土地の不動産鑑定委託というのがございます。それと測量委託、これが145万円ございます。それが学校建設費小学校分の増の分でございます。

關委員 私も一応そういうふうには理解しましたが、3ページのところの説明の中に土地鑑定委託あるいは測量委託料というふうな数字が載っていなかったものですから。6ページではトータルが書いてある。それでわかりました。

あともう一つあったのは、3ページの中学校の部分です。学校管理費として一般職人件費減、その次に校舎等維持管理費減、これが1,053万5,000円とあって、大規模改造耐震改修事業、これも減として同じ数字の金額があるんですが、これは何かあるんですか。

教育施設課長 校舎等維持費というのは、大きな説明書きとして庁舎維持管理費がうたわれて

ありまして、その内訳といたしまして大規模改造耐震改修事業減という形で表記させてもらったものでございまして、内容的には同じものでございます。同一事業です。

關委員 そうですか。ここはダブっていないということですね。つまり10ページの説明ですと1個しかないんですよね。ここでは1個しか書いていないんですけれども、3ページのところでは2カ所書いてある。つまりさっき小学校のところでお聞きしたのは、一方は5,719万9,000円と書いてあるけれども、土地関係等の委託料については書いていなかったから、この辺の書き方がどういう意味なのかなと思ったわけです。それをこのページで確認したわけです。1,053万5,000円ということですので理解してよろしいですね。わかりました。

委員長 いかがでしょう。そのほかに何か。

それでは、進みたいと思いますので、第5号を質疑、討論を打ち切らせていただきますが、よろしゅうございますか。

採決をさせていただきます。

議案第5号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第5号は原案どおり決定をいたしました。

#### 議案第6号

委員長 続きまして、議案第6号「平成16年度教育費予算について」を議題といたします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第6号「平成16年度教育費予算について」

平成16年度教育費予算について、別紙のとおり松戸市議会3月定例会に提出するよう、市長に申し出るものとする。

平成16年3月2日。松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

今回16年度予算の編成に当たりましては、総合計画の第2次実施計画に伴いまして、いろいろな形で財源不足が出ております。こういった中で行財政改革専門会議から提言がございまして、再度、全庁的な事業の見直しを図る中で、我々といたしましては健全財政の維持という一つの考え方を踏襲し鋭意努力させていただき、子供たち、また松戸市民として、いろいろな社会教育等に問題が起こらないような形で要求をいたしたところでございます。

まず、大きな金額等につきましては表を見ていただきたいと思います。1ページ目に、そ

れぞれ歳出の項目が書いてございます。そして、2ページ以降については、それに伴っての主な事業等々を記載させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

主な点だけお話をさせていただきます。16年度につきましては、やはり松戸市版の教育改革アクションプラン、こういったものの実施に向けて予算を計上いたしたところでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思うんですけれども、教育研究指導費のうちの後段の方に特色ある学校づくり推進事業ということで1億5,000万を計上させていただいたところでございます。

あとほかに、いろいろな需用費関係等々もあるわけですが、私どもの方としては、できる限り教育を進めていく上において子供たち、それから当然学校にはご心配をかけないような形で、中を見直して予算要求をさせていただいております。

3ページ以降になりますと、小学校の管理費、そして振興費、建設費、それから4ページにつきましては中学校費の管理費、振興費、それから建設費という形になります。

そして、5ページ目につきましては高等学校、そして幼稚園費という形になるわけですが、3ページを見ていただきたいと思います。学校建設費の中に、適正規模適正配置に伴う施設整備事業費ということで、5,500万の要求をさせていただいております。これが小学校費でございます。

中学校分につきましては、4ページでございますけれども、下段の学校建設費のところ、やはり470万の予算を要求させていただいております。いずれにしても、こういったハード的なことではなくて、ソフト的なものを重視したような形で教育の予算要求をお願いしているところでございます。

それから、幼稚園費でございますけれども、5ページ。松戸市におきましては、公立の幼稚園が1園しかございません。私立の幼稚園の方に幼児教育をゆだねているという現況でございますので、そういうふうな考え方から私立幼稚園の振興事業費ということで幼稚園就園奨励費補助金、園児補助金、それから幼稚園振興費補助金という形で今までどおり要求をさせていただいております。

次に、社会教育費の方にまいりたいと思います。6ページからになります。社会教育費につきましては、人件費、その他財団の補助金等の減がございます。公民館等につきましては、事業の見直しをより進める中で、支障のないような形の予算要求をさせていただいております。

それから、図書館費につきましては、自宅それから学校等からパソコンにより資料の検索あるいは予約が可能な図書管理の電算経費を要求いたしたところでございます。

それから、文化財保護費、一番最後のところになりますけれども、文化財マップ作成等々の経費を要求をさせていただいております。

青少年指導費でございますけれども、青少年会館につきましては、かなり老朽化しており、冷暖房につきましては、もうほとんど使えないような状態になったということで、冷暖房関係機器の修繕等の工事費を要求しております。同時に、青少年相談員の委嘱がえに伴うユニフォーム代等々も要求をさせていただいております。

そのほか市民劇場ですとか、斉藤邸の保存・活用事業費とか、あるいはプラネタリウムの屋根の補修費等、また市民会館の舞台照明等の修繕、博物館、美術館等々におきます企画展につきましても、それぞれ要求をさせていただいたところでございます。

次に、8ページ、保健体育費にまいります。小学校の給食委託の関係がここに出ております。委託料として出てくるところでございます。小学校の給食委託につきましては、今年度4校をやらせていただいておりますので、来年度につきましては6校という形で予算要求をさせていただくとともに、関係機関、関係団体との調整に現在努力しております。いずれにしましても、給食の調理委託につきましては、やはり子供たちに安全で、そして良好な給食を食べていただくというような形で、子供たちの食生活の指導等につきましても問題ないような形で進めていきたいというふうに考えております。

それから、体育施設費になりますけれども、17年度、高校総体がございます。松戸市は自転車競技とフェンシングの会場になりますので、その辺について問題ないような形で、スポーツセンターにございます体育館の改修等々についても予算要求をし、そして体制につきましても今現在鋭意努力しているところでございます。この高校総体の人員体制につきまして、人事的なものもありまして、まだ確定しておりませんが、3月下旬に行われるであります臨時教育委員会会議の方でご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上概要でございます。詳細につきましては担当課の方から、ご質問に応じた形で説明させていただきます。

委員長 ご苦労さまです。

16年度予算、これは非常に重要な内容が盛り込まれておりますけれども、しかもトータルで8億5,000万円の減額といたしますか、15年と比較するとかなり減っておりますが、これで

大丈夫ですか。

企画管理室長 減額した理由は、先ほど申しあげましたように、やはり全体の事業の見直しはせざるを得ないというふうに考えております。しかし、教育費でございますので、やはり学校、そして子供たちのためには、今やっている事業等々については、見直しをした中でより向上させたいという考え方を持っておりますので、いろいろな事務改善をやる中で、それぞれ見直しをさせていただいております。

一番最初に申しあげましたように、行財政改革専門家会議から提言があり、全庁的に事業の見直しを図って効率化を図れという指示も来ておりますので、教育委員会といたしましても、それぞれの事業は見直しさせていただきました。しかし、何度も申しあげますけれども、見直しさせていただいて、それをやらないとかということではなくて、今やっている水準を維持しながら、より効率的な運営を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

教育長 広報などでもおわかりのとおりですけれども、第2次の総合5カ年計画を実行するに当たって、財源不足が229億円ですか、そんな数字が出ております。これをやっぱり赤字財政、赤字再建団体に落とさないためにも、全庁挙げて事務事業の見直し、要するに予算の圧縮をしなければ成り立っていかないんですよね。その手法として、事務事業の徹底した洗い直し、それからスクラップ・アンド・ビルド、既に目的が達成しているにもかかわらず、まだ継続してやっている事業、効果が薄くなってきて、もういいじゃないかという事業、そういうものをやめることによって、財源、予算を圧縮していく。ただし、新しい住民ニーズ等で、どうしても今やらなければならないもの、将来に向かってやっぱり進めていかなければならない施策についてはビルドする。そういう手法を今度の原則として、財政改革の聖域はないという趣旨の方針が示されましたので、そんな手法で教育委員会としても行財政運営の効率化を図った。

ただし、新たな教育課題、教育問題を解決するために必要な事業費は確保する。新たに設ける。そういう基本的な考え方で、この16年度の予算を編成させていただいたと。17、18、19と依然として厳しい状況が続きますけれども、教育委員会においても、できるところから管理改善は行ってほしい。

しかし、一方でアクションプランにも示させていただきました特色ある学校づくりとか、関係の事業費についてはしっかりと計上させていただく。議会で議論され、承認されるかどうかというのは今後の問題です。

委員長 こういう教育改革の重要な時期ですので、それに伴って、その予算化にもかなり工夫があるんじゃないかというふうに思うんです。具体的にどの辺に力点を置いたか。いかがでしょうか。

企画管理室長 1つ例を取り上げさせていただきたいと思います。これは平成13年度から実施は若干していたわけですがけれども、今までの例えば小学校、中学校に対します予算の配分、これは子供の人数、それから先生方の人数、教室数等々を勘案しまして、一律に、子供1人に対して幾らというような形で、消耗品ですとか備品ですとか配分予算という形で学校へ配分していたんですけれども、総合的な学習が完全実施されたということに伴いまして、やはりそういった一律的な予算配当ではなくて、その学校が何を望んでいるか、どういう教育を子供たちに与えたいのか、どういうふうな形でこの学校を進めたいのかというような企画書を出していただきまして、その企画書を見させていただいた中で配分をさせていただいたと。こういうようなところも一つの見直しになるのではなかろうかというふうに思います。当然その中で、ある学校については去年より減ってしまったという学校もございますし、あるいは去年よりはふえたなという学校もあるかと思えます。そういったようなところを一つ一つ見直した中で今回進めた。一例ですけれども。

委員長 委員さん方いかがでしょう。

はい、どうぞ。

根守委員 非常にありがたいなと。私かつて現場にいたときはこういうことなかったなと思いながらお話を伺わせていただきたいと思います。教育研究指導費、2ページでございますが、先ほど教育長さんおっしゃったように、特色ある学校づくり推進事業、これにすごくお金を予算化してくれたというようなことで、特色ある学校づくりの学校現場というのは非常に助かるんじゃないかな、思い切った特色づくりができるのではなかろうかと思えます。

あと1つは教職員研修指導費。これなどは、よく学力低下云々なんて言われている今日でございますので、教師の資質向上に向けて、教職員の研修を高めていきたいというようなことなども網羅した予算ではなかろうかと、こう思いながら本当に今のニーズに合った適切な教育研究指導費であるなというようなことを感じております。これ2件でございます。本当に感謝の気持ち、ありがたい気持ちでいっぱいです。学校もやりやすくなるんじゃないかなと。やはり何かをやるということになると、かかるお金はどうするかとか、講師をどうするかとかというようなこと、非常に学校現場は苦労しますね。本当にありがたいことだと思っております。これをどのように具体的に進めていくかというのは、今後、校長先生たちとの

話し合いでいろいろできるのではないのでしょうか。

以上です。

委員長 そのほかご意見いかがでしょう。

はい、どうぞ。

瀧田委員 全体的に229億の減ということの中から考えると、6.1%の減額というのは仕方がないのかなというふうに思いますが、やっぱり教育費というのは項目はどうであれ、もちろん必要なものと必要でないものと見分けるのは必要でしょうけれども、ちょっとこの減額はきついなというふうに思ったわけです。

それから、あと小学校、中学校が18%、16%という分の減額であるのに、幼稚園というのは、これ保育園とはまた違うんですが、かなり10%以上の伸びというのは、小さい子供の支援ということなんでしょうけれども、幼稚園というのは市内で幾つあるんでしょうか。

企画管理室長 40園です。

瀧田委員 40、私立のね。公立が1園ですか。その40の私立幼稚園に対する補助金とか、そういうものが今回は充実していこうという。

企画管理室長 充実の面についても当然考えておりますけれども、まだまだ景気が低迷しているというようなこういう時世で、こういったお話申し上げるのはいかがかと思っておりますけれども、大分補助金の申請というか、申請する方々がふえてきているというような事情の中から予算が激増したと。

瀧田委員 個々の申請者がふえたということですね。

教育長 就園奨励費補助金。所得階層によって奨励費の額が違うんですけれども。

瀧田委員 その金額がかなり多くなって……

そうなんですか。

ちょっとここ学校関係なので、教育関係なのであれなんでしょうけれども、ちなみに保育園関係ね。その予算というのはどういう伸びとか減とか……。ごめんなさい、教育委員会じゃないのであれなんですけど、保育園関係ちょっとわかりませんか。

企画管理室長 今ちょっと手持ちないものですから……。

教育長 数字データを今持っていませんので、感覚的で失礼ですけれども、ふえているはずで。というのは、待機児童解消策で今、市内何百人、400人とか500人待機児童がいるというので、新年度から新たに開園するところとか、定員増を図っているところとか随分出てきていると聞いていますから、それと少なくとも児童がふえた分だけの予算はふえているはずで

す。一般的に、あそこの世界もスクラップ・アンド・ビルドはやっておりますし、やらなければならないということで、保育予算については恐らく伸びている。ただ、17年度から公立保育園も民営化の方針が打ち出されておまして、それが始まると総予算は減少していく。毎年減少していくことになると思います。

保育園と幼稚園、全く構造が違いますので、教育内容と保育内容は別にしまして、厚生労働省と文部科学省のシステムが全然違うので、悪い言葉で言うと、保育園は丸抱えで国と県と市が面倒をみるという構造になっているんですけども、幼稚園の場合はどちらかというと、スタートした歴史的な経過からしても、自主自立でやっていっているという、そういう傾向にあるかという。格差が今問題だというふうには言われております。

瀧田委員 できる限り教育の世界もお金の配分に関しては心を配っていただきたいなというふうに思うところです。

図書館費、図書館の購入費なんかも大分減っていますが、決してこれも十分とは言えないんでしょうから、その辺もぎりぎりの線なんだろうけれども、ちょっと残念な感じがします。

委員長 例えば文化会館の管理運営費がかなり大きいんですよね、5億1,198万。文化会館というのは収入面はないんですか。

本部長 ちょっとわかりにくいかと思いますが、当然使用料についての歳入を見込んでおります。

委員長 ずっと見ていくと、今回の適正規模適正配置に伴う施設整備費、それから大規模改造耐震改修費ですか、こういったような予算が少し少ないんじゃないかなという感じがしますが、いかがですか。

本部長 今回、特に予算が大幅に減った区分の中に、1つは幸谷小学校の校舎の増築が終わりましたので、前年度から比べて、その部分が小学校の学校建設費の中で減っております。

それから、今お話がございましたように小中学校の学校管理費の中に含まれております大規模改修につきましては、総体として事業量が減らざるを得ないというところがございまして、それらがトータルで減額の事業費の半数以上を占めているのかなというふうには見られます。

關委員 二、三質問させてください。

これは普通の予算案と違って、収入と支出のバランスがない予算書で、初めて見るんですね、こういう予算。極めて奇妙と言えば奇妙な、そういった意味で、これはやっぱり税に基

づく予算案がこうやって出てくるのかな、そう思っています。しかし、その場合でも、通常は予算案作成に当たっては、予算作成基本方針なるものが普通はあってもいいんじゃないかと。先程来の質問で若干出てきたので、それを補って少しずつわかってきたんですが、最初「こういう予算の立て方の基本方針でことしはやります」というのがあって、それに基づくこういう特色、こういったものがあるというのが通常説明としてあっていいんだと思ったんです。広報にそれは恐らく、あるいはほかの広報活動等で出ているのかもしれませんが、ここは教育委員会の範囲ですから、そういった基本方針をきちっと明確にするというのも大事な視点じゃないかなと思うんですね。

そういう視点から見て幾つか質問させていただきますと、基本的には恐らく減額をすることで組んでいるんですが、第1の質問は、これは市全体の財政とのあり方で、教育委員会の予算単位としては、何%の総体的な減額というふうな形でやっているんでしょうか。それとも個別的にやった結果がトータル、平均すると前年度に比べて6.1%になったということなんでしょうか。

企画管理室長 先ほど出てまいりましたけれども、総額として200億を超えるお金、第2次5カ年計画の中でのそのことにつきまして、広報、新聞紙上でご存じだと思いますけれども、我々に課せられたものといいますのは、予算編成権は市長にございます。ですから、当然、来年度の予算はこういうふうな考え方で立てなさいよということは、私どもの方に示されております。

例えばの話ですけれども、食糧費については5%削りなさいよとか、あるいは消耗品、需用費関係については前年度の1割削りなさいというような、詳細なそういったような説明はなされます。そして、そういったところをすべてクリアされるような形で、そして全体の予算を見て、じゃあとどのくらいは削れるかなという話はございますけれども、具体的に教育費の方について幾ら削りなさい、あるいはそうしなさいというような指令的なもの、予算編成権を持っている市長部局からの押しつけ的なものはございません。

当然として、我々教育委員会としても市予算で動くものでございますので、そういったような意向もくんだ上で、我々は我々なりに個々の見直しをした中で予算要求をさせていただいたということでございます。

關委員 確認します。つまり定額で幾ら減額ですよという、そういう提示はない。かつ何%の減という総体として何%減、あとはこれに減という範囲で、それぞれ検討してくださいということでもない。この6.1%は結果としてこうなったと言っていい、そういう理解ですか。

わかりました。

教育長 まさに計画的でないという言葉が次に入ってきてそうですけれども、現実はそのようなことになります。ですから、人件費をどのくらい削減しようか、委託費が膨らみ過ぎたから市全体で2%削減しようじゃないかとか、さっき言っておりましたけれども、需用費等については10%削減しようじゃないかという市全体の共通の削減目標は一定程度ありまして、それはもう機械的、自動的にそうせざるを得ない。もちろん一旦削っておいて、そしてどうしても削れない事業というのはありますから、それは復活させていくという話でございまして、市の予算全体の中での削減目標というのは財政当局にはある。それで、各部門ごとにいろいろスクラップ・アンド・ビルドを繰り返しながら大体の目標額に達していくと。そういうことで、一つの結果ではありましよう。

一律にカットされるものと、それから本部長が申しましたように、昨年、幸谷小の増築、今どき増築なんですけれども、児童数がふえて、近隣学校でも賄い切れないという状況がございまして、これはどうしてもやむを得ない。なおそういう予算が計上されております。それは単年度ですから、来年度は要らないということになります。それは当然必然的に減額されるもので、事業とか政策の見直しによる減額ではない。そんなことが全部入り組んで、出入りがあって、この結果になったということです。

關委員 はい、わかりました。

あとちょっと個別的に数字でお伺いします。

さっき我々補正予算のところでは前年度の、つまり補正前の今年度の額を見、補正額を見、補正後の総額を見たのが議案5号の1ページの資料です。それと、今議論しています来年の予算のこの数字を対比しますと、合わない数字が何カ所か出てくるんですが、これは何か理由があるのかなということが質問の趣旨です。

例えばどういうことかということ、トータルで見ますと、1ページの教育費合計、15年度予算額をここで見ますと139億7,803万となっていますが、補正前の我々見たのがこれは140億1,761万5,000円だったわけです。この差額は当然各費目の中の幾つかの差額で出てくるわけです。この数字の違いは何かなと思ったんです。これは補正後の数字を入れているのかなと思ったら、そうでもなさそうなんです。したがって、もう少し具体的にわかりやすく言います。例えば先ほど話題になった教育総務費のところで見ますと、教育研究指導費が予算案では3億3,506万3,000円となっていて、15年度は2億2,645万2,000円となっていますが、これを我々の補正予算のところで見ると、そのところが教育研究指導費は2億

887万になっているんです。2億887万という数字が補正予算で組まれていませんから、結論としてはやっぱり2億887万ですが、今見ている1ページの15年度予算額では2億2,645万2,000円となっていて数字が合わないわけですが、これは何か理由があるわけですか。

企画管理室長 16年度の予算書の1ページの15年度予算額という真ん中の数字ですけれども、これは15年度の当初予算でございます。当初予算といいますのは、補正が入らない額で去年3月の議会で決まった数字でございます。15年度の当初これでいきますよと決まった数字でございます。

その後6月、9月、12月と3回にわたって補正をやり、今回3月ですから、この補正前の額というのは6月、9月、12月の3回にわたって補正が組まれており、また、補正だけではなくて、流充用という、このお金がちょっと足りなくなったので、こっちにしてみようとかいろいろあると。いずれにしましても、補正を組んだ12月末日現在の額が補正前の額ということで、3回にわたる補正後の数字がここに来ていますので、16年度予算のところの1ページにございます15年度の予算額とは当然合わないという形になります。

關委員 つまり理解としては、補正前として見たさっきのが、これは確定額という。

本部長 もうちょっと申し上げますと、ここで対比しておりますのは、15年度は年度当初の予算ということで、その後、補正等があつて、先ほどの数字になっているということでございます。比較をする際に3月の議会で議決を受けた予算同士を比較するというところでございます。

關委員 そうすると、今見ている予算案の1ページ目の15年度予算額というのは、これは15年度のちょうど今ごろこういう議論していた、それで議会に申請をした。市長側に申請をした。その申請額という理解でいいんですか。

企画管理室長 はい。

關委員 今わかりました。随分いろいろなところが違うものですからね。どうして違うのかなと思ったわけです。

大きいのはそれくらいですね。

委員長 よろしいですか。

いかがでしょう。そのほか何かございませんか。

關委員 全く関係ないんですけれども、いいですか。

委員長 はい。

關委員 先ほど8ページのところで学校給食費というので19億5,518万8,000円を申請している

と。これは今盛んに言われているのは、子供の食と育なんですよ。子供たちの食が極めて今問題になっている。ファーストフードになれ過ぎてしまって、いわゆるスローフードから遠ざかっているという実態がどうもありそう。つまり地元でとれた農産物ではなくて、安く仕入れた食材を使った食事にするというのが傾向としてあって、それが一般論としては子供の体格、体力あるいは骨格等に物すごく大きな影響を与えているというふうに、ある研究部門では報告されています。つまり子供たちの体がおかしいというそういうシグナルがあちこちから今送られてきているんですね。

これは俗に言う地産地消が今実施されていないことに基づくものじゃなかろうかというふうに思えると。輸入食材が多過ぎて、自給率が4割を切るぐらい。食糧の自給率が非常に貧困。そんなこともあって、子供の体力をどうやって考えるか。その意味で学校給食制度は1つ重要な役割も果たしている。いい意味で重要な役割を果たしている。その際に、やはり考慮してほしいのは、そういう子供の食材、食べる食材ですね。それについても、いろいろ工夫をしていただきたい。地元の食材をやはりなるべく用いるようなことが今全国的に言われているんですよ。僕もそれは子供のころから耳にしています。

保健体育課長 松戸市の学校給食におきましては、小学校は47校すべて栄養士さんが配置されております。これは県全体を見ますと、1,100食に1人の配置ということになっておりまして、県南の方に行きますと、1人で2校を受け持っているような状況がございますけれども、松戸市の場合には県の配置のほかに市の職員を配置しておりまして、すべての学校に1名ずつ配置されております。今、委員さんおっしゃいましたように、食材の購入につきましても、栄養士が献立を立てて、栄養士が発注をしておりますので問題はなかろうかと考えるところでございます。

しかしながら、地産地消というお話もございます。松戸にもたくさんございますけれども、ネギとか、すべてについて松戸市のものをということになりますと、安定供給の面からいっても、なかなか全ての学校をみるということになりますと、むづかしい面もございます。しかしながら、松戸市の栄養士会等と連携をとっていただいて、その中で松戸市の食材料を使った、2月ごろにネギとかコマツナとかございますので、このあたりを中心にしながら、ふるさとの食材をということで今定期的に導入しているのが実態です。

もう一つ、食に関する指導もちょっとつけ加えさせていただきます。委員さんおっしゃいましたように、食に起因する健康問題というのが社会問題化してきております。肥満とか孤食とか、偏った栄養ですとか、さまざまなものがございますけれども、それがすべて生活習

慣病のもとになっているということで、これも文部科学省の方で検討され、答申が出ておりました、1校1名の栄養士会に食の専門家としての役割を十分果たすように努力しているところでございます。

教育長 私からもちょっとつけ加えさせていただきたい。今、保体課長が申し上げたのが松戸市の給食等の実態であります。關先生おっしゃるように、地産地消というのは、一つの理想というのは変ですけども、そういうことが第1に必要である。地場産品極力使いましょう。食糧自給率の問題とか、安全供給や価格の問題で全部を自足するわけにはいかないですけども、そうすることによって、子供の健康の維持増進を図っていくというのは一つの食教育、健康教育の要だろうと。

2つ目には、やっぱり給食の献立における栄養のバランスですとか、総エネルギーですとか、微量要素ですとか、それらを工夫した献立を作成して提供することは、第2番目に最も大事なことです。

3点目には、それだけでは不足でございます。食教育を児童生徒にしていかなければならない。みずからの健康はみずからつくり、守るといようなそんな考え方、ポリシーのもとに、どんな食事をどういうふうにとったら体力がつきます、体位の向上につながります、健康維持できますという教育が大切だと思います。

4番目には、それだけでは足りない。非常に今の子供たち運動しませんので、学校の体育時間では、もう絶対量が不足しております。中学で部活動を一生懸命やっている子供については問題ないんですけども、そうでない子供たちの運動量が絶対的に不足しているの、体位は向上しているけれども、依然として体力は年々少しずつ低下傾向にあるというのは、これは松戸市だけではなくて全国的な傾向でありますので、今の4つをバランスよくしないといけない。

それと、しつこいようですけども、給食はどんなに頑張ってみても、小学校で180日、185日、中学校だともっと10日ぐらい少なくなってしまう。これを365日掛ける3食で分母にして割り返しますと6分の1にしかならない。学校給食はもちろん大事です。今言ったようなことを学校や給食活動を通じてやっていっておりますけれども、何しろ6分の5は家庭や外食でやられている。このところの食に関する考え方、健康保持増進のため、体力の維持向上のための食というものについて、ご家庭で考えてもらわないとならないなど。

余計な話ですけども、保育園でも幼稚園でも、あるいは小学校の低学年でも、お母さんが自転車で後ろに乗っけて送り迎えしているところもあります。後ろでパンをかじっている

子が少なからずいるというふうな話とか、やはり朝、和食をつくるのは大変だというような話、みそ汁をつくったり、菜っ葉をゆでたり、あるいは魚焼いたりというのは大変だというお母さんたちの会話のもう一つのグループの中で、「えっ、そんなことするの」。みそ汁はチューブからよそる。主食はパン。パンとみそ汁って、別に悪いものじゃないですけども、そういうことで、やはりこれは限界があるということで、学校だけではできない。

じゃ、学校は何もしなくていいかというわけにもいかない。やっぱり折にふれて子供を通じたり、あるいは保護者会で食の大切さに対してアピールしていかなきゃならない。健康日本21、大変貴重なご提言いただきましたけれども、私もかつて給食担当室長をやっておりましたので、給食、保健になると、ちょっと少し口が多過ぎまして恐縮ですけども、そんなこともこれからやっていかなければならない。文部科学省も栄養士を教壇に立てろ、教諭の免許を与えるという動きになってきております。授業時数がこんなに削減されている中で、栄養指導に週に何時間も割くわけにはいかないというジレンマが学校現場にあります。そんなこんなでこれからも工夫を凝らしていきたいと思います。

委員長 今、業者委託をする場面が多いですね。その現場に栄養士やなんかの意見が完全に入るシステムになっているんですか。その辺が一番重要だろうと思うんですね。

保健体育課長 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、献立はすべて栄養士が立てて、食材の発注も栄養士がするというところでございます。

委員長 そういう栄養はもちろん、安全性にも十分配慮しなくてはいけないと思います。

全体的に学校保健関係から見て、ここ数年、生徒児童に健康上の問題事項はないですね。

私は全然そういう異常は聞いていないんですが、いかがでしょう、健診部門や何かを通じて。

保健体育課長 健診部門については松戸市の三師会の先生方と議論をさせていただいて、大きな問題はございません。保健ですと、結核検診、今年度より新しい方式にかわっております。ツ反、BCGも事故というようなことは起きていない。今、委員長さんおっしゃられたように。

委員長 予算面から生徒児童の健康状態まで波及いたしました。

教育委員会の予算というのは膨大なもので、1つ1つきめ細かな内容も必要かなというふうに思っております。これを3月議会に提出するわけですね。そういうことで、一応お話がなければ討論を打ち切りとさせていただきます。いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、6号議案につきまして採決をさせていただきます。

議案第6号について原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第7号

委員長 次に、議案第7号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

どうぞご説明をお願いします。

学務課長 議案第7号「松戸市教育功労者の表彰について」

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき表彰状を贈呈するものとする。

この規則につきましては議案7号の一番最後に資料として添付させていただいております。表彰状の内容につきましては、終わりから2枚目に資料として添えさせていただいております。

提案理由でございますが、多年にわたり校長あるいは教頭として松戸市教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であったためでございます。

候補者合計16名でございます。ことし12名の校長先生が定年で退職することになっております。それから、教頭先生が4名退職することになっております。それぞれの校長先生、教頭先生のご功績につきましては、その後の表彰の推薦調書に1人1人について記載させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ごらんのとおり16名の先生方が退職し、表彰を受けられます。

何かご質問がありましたら、お願いします。

いかがですか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、こういう16名の先生方を表彰するという議案、第7号議案ですが、今説明のとおりでございます。ご質問なりご討論よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、採決をさせていただきます。

議案第7号について原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第7号議案は原案どおり決定をいたしました。

關委員 ちょっといいですか。

委員長 はい、どうぞ。

關委員 この方たち16名に対しての功労を表彰するということに全然異議はないです。ただ確認ですが、経歴を見ますと、校長先生、教頭先生だけが表彰されているような形になっていますけれども、定年でおやめになるこういう肩書のない先生も表彰されることはあるんですか。

学務課長 市長さんより感謝状が出ております。

關委員 功労賞としてじゃなくて感謝状。

学務課長 感謝状が市長さんから出ております。

關委員 そうすると、この表彰規則では特にそういうふうには言っていないわけけれども、現実にはそうなっちゃうということですか。第2条の表彰基準では、特にそういう役職については規定なんかできないわけですよ。していないですよ。でも、現実的にそうだとすると……。

学務課長 定年をお迎えになったときに、今まで出しているのは校長先生、教頭先生ですか、一般の先生の中で大変顕著な功績を残した方もございます、現に。指導の教材を工夫しまして、総理大臣の表彰をいただくとか、そういう場合にはまたこれに照らし合わせて会議にかけて表彰を行う、そういうケースはございます。一般の先生が定年を迎えたからこの表彰状を出すという、そういうことはまだ行われておりません。

委員長 じゃ、よろしいですか。

關委員 はい。

#### 議案第8号

委員長 続きまして、議案第8号「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

どうぞ説明してください。

市立高校担当室長 議案第8号「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、教育公務員特例法の一部改正に伴いまして、松戸市立高等学

校職員服務規程について規定する条項が改正されたのに伴い、所要の条文整理を図るためであります。

次のページをごらんください。

「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令」

松戸市立高等学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

第9条中教育公務員特例法「第20条第2項」を「第22条第2項」に、第10条中の3中教育公務員特例法「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

これにつきましては、その次のページに対照表をつけてあります。

教育公務員特例法の改正に伴いまして、高等学校の職員服務規程の条項がそれに伴いまして変更になりましたために改正をお願いするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

委員長 中身は同じなんですか。

市立高校担当室長 はい。中身は変わりません。ただ、条項の数字が変わるだけの改正です。

本部長 引用している法律が変わったものですから、この場所が変わった。

關委員 恐らく条文がふえたんですね。

委員長 それだけの話。そういうことでございます。

質疑、討論の必要ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 じゃ、進みたいと思います。

議案第8号について原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第8号議案は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第9号

委員長 続いて、9号議案「松戸市立高等学校に勤務する教育職員の勤務時間について」を議題といたします。

お願いします。

市立高校担当室長 議案第9号「松戸市立高等学校に勤務する教育職員の勤務時間について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、「松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」第2条第3項の規定に基づき、松戸市立高等学校に勤務する教育職員の勤務時間を定めるためであります。

次のページお願いいたします。

読み上げさせていただきます。

「松戸市立高等学校に勤務する教育職員の勤務時間について」

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例が改正され、平成16年4月1日から、一般職の職員の勤務時間は1週間当たり38時間45分となるが、松戸市立高等学校に勤務する教育職員の勤務時間については、他の市立学校の教員及び県立高等学校の教員との均衡を考慮し、同条例第2条第3項の規定を適用して、現行の教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則のまま1週間当たり40時間とする。

以上であります。よろしくお願いいたします。

委員長 その次のページに条例の詳しいものがございますね。38時間45分が40時間になるということ……

本部長 現状はそうだったんです。12月の議会におきまして、勤務時間の15分短縮がございまして、ここにありますような時間に変わったわけがございます。しかしながら、市立高等学校の教職員につきましては勤務の形態等々がございまして、他の市立高等学校、県立高等学校と同様の勤務時間という形をとるということとでございます。従前の40時間のままということとでございます。

委員長 そのまま40時間ということ、特別に何も支障とか問題はないんですね。

市立高校担当室長 38時間45分にいたしますと、他の県立高等学校と勤務条件がほとんど同様でありまして、給与につきましても同じ給料表を使っておりまして、高等学校の教職員だけが勤務時間短くなるということの方が支障が出てくるかなと判断いたしまして、高校の教員につきましては、現状のまま40時間ということにさせていただきました。

本部長 基本的には県の教職員との入れかえと申しますか、交流がございまして、勤務時間は同様の待遇、または時間をとるといっていい形をとらせていただきます。

委員長 いかがでしょう、この問題は。

よろしゅうございますか。

關委員 これは、通常はこういう場合には同一労働同一賃金と言っていますから、簡単には。したがって、県のレベルと同じにしましょうということでしょうね。しかし、この案には賛

成なんです、労使協定等があるわけでしょう。その辺は、組合との関係はその点何か意見交換しているわけですか。教職員組合とか組合との関係は。

市立高校担当室長 市立高等学校につきましては、現在のところ組合交渉は校長先生にしております。組合の方からはこの件に関して交渉の申し出はありません。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、この9号議案もこれもちまして質疑、討論を終了いたします。

採決をさせていただきます。

議案第9号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第9号議案は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第10号

委員長 続いて、議案第10号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明ください。

保健体育課長 議案第10号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明をいたします。

学校医として多年にわたり学校保健の管理と指導に尽力された板野寛学校医が、平成16年2月19日に逝去されました。

よって、板野寛学校医の多大な功績と労苦に感謝の意を表するため、松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条の規定に基づき、感謝状並びに記念品を贈呈するものとする。

平成16年3月2日提出。

提案理由でございますが、学校医として多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

2枚目に板野先生の表彰推薦調書をつけさせていただいております。に功績の概要がございますけれども、先生は昭和40年に小金中学校に学校医として就任されまして、39年の長きにわたり学校保健の管理と指導にご尽力いただいた先生でございます。

以上でございます。

委員長 この先生は、小金地区で古くから外科を開業されて、40年以上地域で活躍をされた先生です。また、別にボーイスカウトに入っておられまして、多年にわたりその中でいろいろ

なボランティア活動、または子供たちの教育を熱心にされた先生です。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、10号について、討論、質疑を打ち切らせていただいて採決をさせていただきます。

議案第10号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第10号議案は原案どおり決定をいたしました。

#### 議案第11号

委員長 続いて、議案第11号「請願書について」を議題といたします。

説明よろしくをお願いします。

企画管理室長 議案第11号「請願について」

請願書を次のとおり提出する。

平成16年3月2日提出。松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

提案理由でございます。請願書が提出されたため。

請願書につきましては、表題だけ読ませていただきます。

「教育委員会は『強行しない』を守ってください。と請願致します。」といった内容の請願でございます。何とぞご審議のほどよろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長 まず冒頭に、この請願書を議題にのせたといいますか、議題に入ったいきさつといいますか、理由を、ちょっと簡単に説明を。

企画管理室長 請願につきましては、最終的には委員の皆様によりまして採択、不採択というような形の結果をいただきたいというふうに考えております。その意味から議案という形で提出させていただきました。これが採択、不採択ではないという、そういうような結果をいただかないというものであれば、これは報告というような形でお願いするということでございますけれども、今回の請願につきましては、これを採択するか採択しないかということでございますので、議案の方に提出させていただきました。

以上でございます。

委員長 実は、こういう同様の要望書なり、意見書、アンケート調査、いろいろなものが我々委員の方に逐次毎月のようにいただいております。そういう一つ一つが議題として取り上げるということになると非常に大変なことなのですが、たまたま今回、事務局の方でこの請願書が出たということで、議案として会議の方に上程されました。この手続または結論について、いろいろご審議をいただきたいと思いますが、まずいかがでしょう。委員の方々からご意見をいただきたいと思いますが、まず關先生、よろしいですか。

關委員 前回のこの委員会会議でも話しましたが、何せ私は新米で、こういうことはみんな初めてなんです。請願書というのは法律上、憲法上あるいは請願法上あるいは地方自治法等それぞれの法律で尊重すべきということがうたわれている。そういう意味での認識はある。そういう場合には通常はヒアリングをする、当事者の意見を聞くというふうな手続を踏むんでしょうが、教育委員会における請願というのは、どんな意味があるのか、ちょっと私自身整理できていません。

したがって、意見交換した上で結論出したいと思いますが、1つわからなかったのは、「教育委員会は『強行しない』を守ってください」という、そういう請願の意味づけは一体何なのかなというのが実はわからなかったものですから、ちょっと的確な意見を出せません。つまり、こういう不作為の請願というのは、「強行しない」ということの中身はどういうふうにお考えになっているのかなということは、ヒアリングをしながら、あるいは何らかの意見を聞かないと、この文言からでは、ちょっと不明確であろうかと思うんですね。しかし、教育委員会の過去の例もあるでしょうから、私としてはその辺の意見を伺った上で、また後で意見を出していきたい、今のところはそんな感じです。

委員長 いかがですか。瀧田先生、何か。

瀧田委員 そうですね、この請願書の「『強行しない』を守ってください」というふうに書いてあるところですが、「強行しない」ということの意味が、ちょっと私が考えていたのとずれていると思います。10月15日の段階では、まだまだ住民がそういうことに用意ができていなかった。それから、行政の方も議会を通して全部そういうことが明確になってからでないと、実際にアクションプランというものが行動に移せないというのもあったかと思えます。そういう準備に対しては、平成10年ぐらいから、市議会とか委員会というのは具体的なことを言うところじゃなくて、全体の趨勢みたいなもの問題を浴びながら、方向性というものは出ていたんじゃないかなと思いますが、それを実践、実施するのは行政だということで、10月15日の時点で発表があった。私たちは採択をしたわけですよ。

だけれども、その段階でやはり住民の理解を得なくてはいけないのではないかということ、それから住民が統廃合とは、もう全体の方向から、子供の数、それからいろいろな経済事情あわせて、そういう方向に行くのであれば、それがいい状態で行くように地域の人たちとお話をし合って、そこで一つの子供にとっていい環境というのを見出してやっていくべきではないかということをお願いしたので、その統廃合云々のところに「強行しない」というのをその時点だけにつけると、すごくお粗末なことになるのではないかなというふうに私自身は思っております。

原点は、もう原点から一步も出ないで、譲らない、譲らない、嫌だ嫌だというのではなくて、どういうふうにしたらいい状況の教育環境が生み出されるかということをお願いしていく必要があるということをお願いしたので、話し合いというか、そういう共通理解への努力とか、そういうことをお願いしたので、教育委員会の方は3回にわたって説明に伺っていると聞きました。私どもの方にも日夜を問わず要望の書類が参ります。でも、それはいつも同じ方たちからの書類であり、そして同じ言い分、何か新しい提言があるかなと思いますが、始めから全然提言の内容が進歩しないというと語弊がありますが、少しも広がっていない。やっぱりグローバルな社会の中に、これからの子供たちは生きなくてはいけない。千葉県というのはいろいろな文化がありますが、その松戸市内では比較的文化的にかけ離れている所ではないような気がいたしますから、しかも行く行くは同じ中学校に通う子供たちが、こっちの学校、あっちの学校って綱引きしているような状況では、ちょっと寂しいなという気持ちを持たざるを得ないのが現状です。

それで、とにかく話し合いの努力はこれからも、もちろんしていかななくてはならないけれども、その原点にあるのは、教育改革はやっていかなくてはならないということをお願いして、そしてお互いの話し合いが全面的に前進的に進んでいくようお願いしたいと思っております。

それから、さっきの予算につきましても、とにかく補正予算でまた削られることの絶対ないように適正規模・適正配置については比較的金額が少なかったように思いますし、それから統廃合のための準備的なものに対する予算化というのは何か違う形で計上されていたのかもしれませんが、明確に打ち出して、このことはそういう予算をとってやっていくんだということをお願いできないかと、皆さんも納得しないんじゃないかなと思いますので、予算については17年度から取るというのではなくて、16年度、準備段階から主張していただきたいと思っております。

それから、この中に書いてある人数などがふえるかもしれない、減るかもしれないというのは、これは本当にわからないことで、憶測の域を出ません。それから、いろいろ学校を取り巻く環境ですね。そういうことに関しては、もちろん教育委員会の方に要求することというのは当然あることと思いますが、それにもまして、住民が持っている財産というのはもっとあるわけで、その住民の財産というとおかしいけれども、知的なもの、または子供をいとおしむ情緒的なもの、それからまた文化的なもの、そういうものをふんだんに子供に与える環境が整うようにしていくということが無限の教育の可能性じゃないかなというふうに私は思います。余り学校の建物だけにとらわれるのは、そこからは輝かしい子供の教育というものはあるんだろうかという疑問が浮かびます。本当に子供たちのことを、子供の教育ということを考えるのであれば、もっと何というか、広い意味で、深い意味で子供に何を与えることが自分たちにできるんだろうか、と考えていただきたい。それと学校にどうしてもこういうことをやるためには、教育委員会にこういうことをしてもらいたいと具体的にいうことが大事なんじゃないかなと思っています。

委員長 皆さんから十分意見を出していただいて、お考えを述べていただきたいと思いますが、その前にこの請願書の中にある「保護者が訴える不安や疑問」という項目がありますが、その5項目について事務局で答えられることがありましたら、ちょっと説明をしていただきたいと思いますが、どうですか。

企画管理室長 今回の請願書を読ませていただきました。その中で、請願者のおっしゃっていることについて、若干考え方がちょっと違うんじゃないかなということとか、あるいは数字的なところで、ちょっと読み方が違ってはななかりかなというようなこともございます。そういった意味で、特に私どもの方から内容につきましては委員の皆様方にこれからご審議していただくということで、数字的なもので、まことに申しわけございません。学務課長、もし数字的なものでこういうふうなところがあればということがありましたらお願いしたいと思います。

委員長 お願いします。

学務課長 いろいろな考え方あるかなと思うんですが、一番数字ですからはっきりしているのが空き教室の利用ということで、その表が。根木内東小学校が1クラスに1教室以上余裕教室があるということかなというふうに思います。それで、根木内小学校は1学年3クラスに対して2教室、これが統合後、全学年24クラスに対して数個という。

松戸はもうタウンスクールという社会教育施設が開設しておりますが、それ以外の学校と

して使っている部分で見ましたら、現在は19の普通学級を子供たち使っています。そのほかに多目的室とか、それから学年の生活科を学習する部屋とか少人数の部屋とか、そういう教室が9教室ございます。合わせると28教室。そのほかに物置的って、ちょっと表現悪いんですが、そのように使っている教室がございます。ストーブ倉庫とかスクールセット、学校の子供たちの机やいすを入れている、あるいは資料室とか、そういった教室が6つございます。合わせると34。そのほかにランチルームあるいは絵本の部屋とか研究室、和室、それから児童会室、会議室等が6つありますので、例えば机なんかが入っているとか、そういうのはどこか倉庫か、あるいはほかの学校に持っていくとそれで済んでしまうこととございますので、使っていない机のために何教室もあける必要もないだろう、そういうふうに考えます。そうしましたら、24クラスに対して数個の余裕教室というのはちょっとよくわからない。

教室として子供たちがランチルームとか絵本とか研修室、もちろんほかの特別教室も別ですが、児童会室あるいは先生方の会議室等あるいは和室等を別にしても、34は使えるかなと。

委員長 プールとか体育館の使用についてはいかがですか。

保健体育課長 確かにプール指導、体育館、校庭、そういうものについて、教育環境が従来よりは多少厳しくなるかもしれません。しかしながら、プール指導がその表の1学年で120から140になる中で、やはりどういうふうにこの授業を工夫していくかということが一番大事なことだろうというふうに思います。小学校でございますので、1、2年生、3年生については基本の運動の中の水遊びが中心でございます。4年生から水泳ということで、大体90時間のうちの約10%から11%の時間を充てている。各学校におきましては、6月から7月末、あるいは9月の頭まで実施している学校もございます。ですから、個人的なスポーツでございますので、どうしても能力差がございます。それを大体3分割ぐらいにして、その子供たちに合った指導をしていくことによって、対処できるのではないかというふうに思っています。24学級あった時代もございました。これは理由にはなりませんけれども、そういう工夫をした中で進めていく。

また、体育館の使用につきましても、もちろんここにございますように1時間目をあけるというのは、非常に恵まれた状況かなというふうに思います。ですから、24にして、やっぱり体育館1週間に1時間は確保しておきたいということで、学校もそのような形をとっているだろうと思うんですが、しかしながら、体育の授業の中で、外でやる種目があります。例えばサッカー等5、6年生でやる場合に、続けて12時間配当を考えた場合に、途中で切って体育館の種目をやるよりは続けてしまった方がいい場合もございます。そうなってくると、

1週間に1時間という部分、ほかのところに回したりということが出来るんじゃないかというふうに思います。

それから、校庭の場合でございますけれども、200人の児童で使用している校庭にも、800人が外へ出て遊ぶわけですが、それも約束事を決めるとか、そういう学校の授業について工夫していくことが必要かなと。

以上でございます。

委員長 そういういろいろな状況から見て、今度、松戸市トータルで見た場合に、統廃合された、残った新しい学校も含めて、平均的に教室なり、その施設なりを利用する平均化というのは、統合されたところだけ突出して窮屈になるような状況ではないというふうに考えますか。どうでしょう。

企画管理室長 当然私どもアクションプラン等々によってお示しさせていただきましたのは、やはり適正規模・適正配置という考えからのご提案というふうに考えております。例えば68校松戸市にあるわけですが、1校1校、点でやるのではなくて、松戸市全体として地域を見渡した中で、そして適正規模・適正配置という形の中でご提案させていただきましたので、当然として、先ほど補正予算のところでもちょっと申し上げましたけれども、幸谷の学校につきましては、若干増えた子供たちがどうしてもほかの学校へ入れなくて、受け入れなくてはならないというところについては、増築等々もしていくというふうには考えておりますけれども、松戸市全域を見た上での適正規模・適正配置ということを考えさせていただいておりましたので、今現在、また、将来にわたりまして、そういうことはないというふうに思います。

教育長 今のご質問は、突出した学校というのは、統合によって少人数授業もできなくなってしまうような、そんな突出した窮屈な学校ができますか、そういう意味ですね。

学務課長 この出てきた学校に関しましては、先ほどお話ししたように、学級の人数が、中には38人とか書いてありますが、学級がこれから進んでいくというふうなそういうこと書いてあっても十分対応できます。少人数の学習、分割してやるということも十分できるかなというふうに考えております。

それから、また松戸市全体でといいましても、ほかに多いところでは普通学級だけでも27学級という学校もございますし、それから同じ規模の24学級のところも数校出ております。そういうところも余裕を持って指導している。

教育長 ちなみに、この学校はピーク時が1,997名49学級という学校です。そのころと時代環

境は違いますから、現在もそれがいいなんていうことは決して言いませんが、それぐらいちゃんと就学してできていた学校だということです。

委員長 こういう具体的な細かい説明を過去3回の説明会の中できちっと説明をなさったんですか。

企画管理室長 私どもの方としては、しております。3回にわたりましてご説明をさせていただいたわけですが、その中で、どうしても我々教育委員会の事務局の方の説明者、例えば10人位が説明にお伺いした。相手の方としますと、体育館で100とかというふうな人数で対応すると。それぞれの保護者の方々、あるいは地域の方々のいろいろな観点からの質問がございます。そうなってきますと、私どももどうしても総論的なご説明に明け暮れてしまって、そこが皆様方からすると、非常に説明不足ではないかというようなお話をいただいた経過がございます。

そういうような意味から、3回目の説明会におきましては、どちらかという学校なり地域なりの代表として担保していただけるような、そういったような組織をつくっていただきまして、そして私どもの方と、どちらかという膝詰めのものでお話し合いを進めさせていただければ、より保護者の方々のご意見も私どもの方にひしひしと通じることがあるでしょうし、我々の考え方もご理解いただけるような場面も、従来よりも多くなるではなかろうかというようなことでお願いし、現在進めている最中だと、こういうことでございます。

ですから、当然として、そういうご質問、お手紙でいただいているものもでございます。ファクスでいただいているものもでございます。電話でいただいているものもでございます。それから、おいで願って、この学校についてはどうなってしまうのか、教室が幾つあって、統合したときに大丈夫なんですかというようなご質問等々も私どもの方にいただいておりますので、その都度、我々はそのようなご説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

委員長 重複になるかもしれませんが、この5番目に「協議会の不透明さ」という表題が出ています。この協議会の体質、今後の推進予定、それについてちょっと説明をしてください。

企画管理室長 先ほど申し上げました学校なり地域を代表して担保していただけるような、どちらかという小さな組織をつくっていただいて、我々と膝詰めのお話し合いをさせていただきたいというのが恐らくこの5番でおっしゃっている協議会というような名前、仮称になっておりますけれども、協議会というような形になっておるわけです。

各学校間、本来でいけば我々といましては、4月ごろには何とか統廃合に向けての準備事務局を設置していただきたいというようなお話を再三させていただいているわけですが、学校によりましては非常に温度差がございます。ある学校では大体ここまで話し合っていたらとか、あるいはある学校では、ちょっと何だ、全然わからない、まだわからない説明だというようなことで、かなり温度差がございます。そういったことで、各学校ごとにそれぞれの問題点でわからない点、我々が説明してもご理解いただけない点というのを、この協議会というか、連絡会というか、そういう中でより綿密な打ち合わせというか、お話し合いをしていく、そういったような組織ということで協議会ということをちょっとお話しさせていただきました。

委員長 この請願書の後半に、何が何でも統合反対と言っているわけではありませんと。いろいろ署名や何かを見ると、まだまだ反対の人たちが多いということになってはいますが、まだ今後、説明を続けることによって、これがもう少し理解を得られるという自信はありますか。

企画管理室長 私どもはそう願っておりますし、そうならなければならないというふうに考えております。私ども1回、2回、そして3回目、また別に地域の方々等々とお話し合いをさせていただいています。第1回目、2回目はお話し合いをさせていただく中では、どうしても学校の統廃合、そしてハード的な面に、話が行ってしまいましたけれども、最近になりまして全部とは申し上げませんが、大分教育の内容、ソフト的な内容、じゃこうなった場合は子供たちがどういうふうになっていくんだろうか、統合されるとどういうふうな形になっていくのだろう、そのときにはどういうふうにしてほしいんだといったような教育内容の方に大分お話が出てきたということは、1歩も2歩も前進しているのではないかなというふうに私どもは自負しております。

委員長 そこでいかがでしょうか、關先生。

關委員 何をお話ししようかなと今考えているんですが、前回の議事録がまだ手に入っていないので、前回の議事録で発言したこととも関連するかもしれません。前回ここで発言して、私がとにかくもとに戻るかもしれないけれども、あるいは過去にこの適正規模・適正配置について検討したという書類、報告書について入手をお願いしたら、手に入りました。そのときの私の意見は、基準が何なんだろうかという疑問でした。いつどこでそういう議論したのかということも含めて、そういう質問をしたわけです。何せ何も知らないで入ってきたわけですから、この委員会に入ったので、そういうことを知りたいと思ったのです。賛成、反対、私は全く中立です。

ただ、将来を語る今現在、何が問題かを議論しなければいけない。現在何が問題かということは、過去にどういう問題があって、それが現在どういうふうに議論されてきたかということともつながる。過去と現在と将来はつながっているわけです。私は現在と将来を議論のテーブルに持ってこられたので、どうしても過去を知りたい。過去とのつながりで現在どういう議論しているかという自分の位置づけをしたいわけです。どうも過去の議論が私には情報不足だということで、この資料をちょうだいしました。適正規模・適正配置は、いつどこでどういう議論したかということの議論の中で、この書類をちょうだいしました。私なりに読み込みました。理解が間違っていたら訂正していただきたい。

この平成12年2月に出た報告書は、松戸市における小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について諮問され、それについて答申を出すという形のものでした。そこで、委員会のメンバーの皆さんは、松戸市の小中学校児童生徒数の急激な減少と今後の見通しと、これを背景とした小規模学校、大規模学校の出現と学校規模別、学級規模別による教育効果の問題、学校規模による学校間の開きの問題等が提示されたというものです。このあたりが恐らく出発点だったんだらうと僕は推測します。間違っていたら意見あるいは訂正をお願いします。その辺、議論を委員会会議でどの程度議論したかということも知りたいことです。これが過去ですよ。どういう問題があったのか。

教育効果にいろいろな問題があったというんですが、どういう分析をされたのかということとは、ここでは出ていない。学校規模に学校間の開きというのは一体何が問題なのかということもよくわかりません。したがって、恐らく問題があることは確かなんでしょう。その問題をどう解決するかということで今議論している。それで、将来こうしたいというつながりなんだと思うんですね。この委員会の人たちは検討に際して、次代を担う子供たちの立場に立って議論を重ねたというふうに基本スタンスを持っておられる。子供たちの立場に立って議論を重ねたと言葉ではあるんですが、具体的にはどういうことを考えておられたかというのは、ちょっとこの資料からは、私は読み取りができませんでした。

でも、諮問された内容は適正規模・適正配置をどうしたらいいかという結論を出すということです。したがって、恐らく適正規模・適正配置ということの結論を出すことになりウエートを置かれたということで、数の検討をされたんだと思います。その数字を検討された資料もあって、これはそれなりに一つの恐らく見識だらうと思います。

しかし、私はこれを読んでわからなかったのは、こういう論議の起承転結の進め方だったと思うんですが、結論は結局、適正規模にすべきであろうということの結論だと思うのです。

その規模は何かというと、小学校の場合は12学級から24学級、中学校の場合は12学級から24、その範囲であると。その方向について、これが資料の10ページではこう言っているんです。当面の対策として、これが恐らく結論です。適正規模の範囲内の学校への対応は、第1段階として適正規模から外れる学校に対しては、まず第1段階として通学区域の見直し再編を行い、適正規模を確保することとする。これが第1なんです。それでも適正規模を確保できない場合は、第2段階として学校の統廃合または新設を行うべきである。これが結論。

だから、結論でもあるんですが、第1段階としては通学区域の見直しをせよというのがこれの報告書だと。これをどのように行ってきたかということがまず恐らく単純な疑問だと思うんですね。その結果、それがだめだったら、ここで指摘するように第2段階で適正規模を確保できないんだから、統廃合も考えるべきだと言っているわけです。その手続あるいは学区区域のシミュレーションをどのようにされて、その裏づけとして、いろいろな数字、人口の移動等の数字は出して、そういうものを背景にしてシミュレーションされたんだと思うんですね。その結果が僕のところには資料としてないので、それを省いて、いきなり統廃合にしたような印象を私は持ちました。だから、プロセスの段階で、いろいろな情報の格差が生じて意見の食い違いができているんだなというのが私の印象です。間違っているかもしれませんが、いただいた資料からは、私はそう見ました。

前回の発言とも関連させていただきます。私は前回たしか統廃合の基準があるんですかというふうな趣旨の質問をしました。ありますということ。それを見ると、基準がこれで見るとやはり適正規模・適正配置というのが大きな基準なんだと思う。そうすると、そのことをやはりここで相当議論をされたんだと思いますが、その一つの基準を大事にして、それではどういうふうに行うかというその具体的な方法は、もうちょっと関係者に説明が必要じゃないかな。その辺をきちっと協議会の段階でも説明されたらどうでしょう。こういう検討をしてきたと、こういう意見書もある、こういう報告書もいろいろ出ている。そういう報告書や結論に基づいて、あるべき学校、松戸市における小中学校の姿というのはこんなふうを描いて、こうやって結論を出しましたということの説明がもうちょっとあってもいいのかなという気がしました。

企画管理室長 よろしいですか。關委員さんの今おっしゃったことについては、まことにそのとおりだと思いますし、ほとんど間違いがないと思います。關先生が今おっしゃった、そういうようなことを、各説明会でもっと説明をすべきじゃなからうかというようなお話をいただきました。私どもの方としては、そういった説明はすべてやっているつもりでございます。

教育長 この請願に対する審議ということで、「強行しない」ということに対してを審議をさせていただいていると思うんですが、過去にさかのぼって、もちろん大事なことでございますけれども、別な機会で、また協議、議論がたくさんできると思いますので、申しわけございませんが、この請願の趣旨にのっとったご議論をいただきたいなというふうに思います。

ついでに私も、適正規模・適正配置検討委員会のまず通学区域の見直しをすべきだという方向性が出されていることは承知しております。12月の議会でも、そのことについての質問がまさにございました。私はこういう答弁をしたということがございます。もちろん適正規模・適正配置委員会の検討結果は知っている。この学区の見直しもやってみようじゃないかというのは、さきの計画策定の段階で当然俎上にのっております。しかし、これは今、適正規模・適正配置をする前に、学区の見直しをやれば、また新たな問題が惹起される。かなりの大きな問題です。

A校とB校がかなり児童生徒の減少によって、例えば片方は400、片方が200と。600だから300ずつにしようじゃないかという学区の見直しをしたとします。そうすると、ちょうど隣から100を持ってきて300、十分じゃないか。そういう一つ単純な例です。そうしますと、A校のすぐ近くの子供たちがB校へ行かなくなっちゃならない。そういう新たな問題、一例に過ぎません。A校を横目に見ながらB校に行かなきゃならない問題が発生する。

過去の学区問題は大変厳しい、さっき根木内小が1,900何名と言いましたけれども、したがって、東をつかって分離しようじゃないかというところでも大変な問題提起があって、住民運動といいますか、いろいろな保護者の方たちのあいで、行く行かないで厳しい環境に置かれた状況もある。学区の見直しはそういう点でも、いたずらに手をつけるべきではない。確かにこの検討委員会はそういう一つの方向性は出したけれども、これは現実的には採用が難しい。それと、これ、10年度か11年度ぐらいに検討を始めたわけございまして、その当時は、もう学校選択制という問題があるので、まだそんなに大きくはなかった。弾力的運用は既に開始されておりましたけれども、問題ではなかった。その3年間ぐらいの間に選択を希望する児童生徒はふえている。選択制と学区の問題をはかりにかけた場合どうなんだということで、これはやはり学区の見直しよりも選択制という考え方、新しいシステムを正式に導入する方が問題解決が早いんじゃないか、そんなことをいろいろ議論しながら、今回の統廃合計画を立てましたということでございます。12月の議会にこんな趣旨のことを私はお話ししておりますので、ただ、まだご議論たくさんおありでしょうけれども、またこの内容については次の機会に議論させていただきたいなと思うんですが、委員長いかがでしょうか。

委員長 はい。

關委員 もうおっしゃるとおりなんです。それで、さっきこの請願書をどうお考えですかと委員長おっしゃったときに、どう考えているのか、僕自身余りまだ整理ついていないという趣旨のことを言いました。恐らくこの請願について議論した後で、報告会でこの議論がどの程度進んでいますかという、また議論になると思って、その場でもいいと思ったんですが、それとちょっとダブって、私なりの議論をしたわけです。つまりこの請願書をどういうふうに私自身が扱っていいかということは、極めて私にとって難しい宿題なんですね。今まで経験ないことなんでちょっと難しいんです。そんなわけで、さっきのことをあえて発言したわけです。そういうことを確定しながら、あるいは疑問点を少しずつ解きながら、そうすると、この請願というのはどんな意味を持つてくるのかなというふうに考えたわけです。ですから、また議論していただくのであれば、そちらの方で。

委員長 こういうふうに今回提出されました請願書についての取り扱いをどうするかというのが結論でございます。今までお話を伺って、各委員さんのご意見なり、事務局の話聞いて、まだ少しすき間といたしますが、理解を求めるための努力が必要だなというふうに思います。これは（仮称）協議会ということになっておりますが、その辺の不透明さを払拭して、新たな意気込みで、もう少し努力をしていただきたいというふうに思います。

この請願書自体については、私個人の考え方ですが、あくまでも昨年10月のこの会議で、この教育改革について採択をさせていただきました。しかも附帯決議をつけて採択という形になりました。その後、十分やはり行政としての説明責任を地域で果たすよう、これを重点課題として現在までやってきてもらっています。その間に市議会でも、いろいろな議論がありました。12月には市議会に対していろいろ請願も出ました。また、その議論の中で、請願が不採択というような結果になったようであります。そういうことを踏まえて、今回請願が教育委員会に上程されましたけれども、これは、私自身はここで採択をするわけにはいかんというふうに考えてはおります。ですが、これは非常に各委員さん1人ずつ皆さん違った意見をお持ちのことと思いますが、それを十分やっぱり勘案した上で採決をいただきたいと思っております。

採決する前に何か追加のご意見がありましたら、十分もう少しお話をさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

教育長 私が余り積極的に発言してはいけないのかもしれませんが、ですから意見というよりは、感想を述べさせていただきます。

まさに委員長おっしゃったとおり、まだ10月15日に議決をして採択して附帯事項がついたばかりでございまして、そして今話し合い、協議中の問題でございますので、ここで、すぐにそういう「強行しない」という決議書を、またこれを改めて審議する段階ではないんじゃないのかなと。10月15日の教育委員会の議決が否定されるようなことにもなりかねないなど。それだけ執行部、事務局が信用されないというふうなニュアンスもあるかもしれませんが、そんな感想です。

委員長 どうぞ、追加発言ありましたら、お願いをしたいと思います。

關委員 そのとき、つまりこれから膝詰め談判で意見交換するのはそうですが、そのときにやっぱり本音で議論していただきたい。今までも本音で議論してこられたと思いますが、本当に隠さずに、今後どうしたら松戸市の教育がよくなるのかというふうなことを十分に議論してほしい。確かにミクロで見ると問題だけれども、マクロで見るとその辺は解決されるというのであれば、それも一つの解決法。しかし、マクロで見ても、やっぱりよくならないというのであれば、ミクロも大事にしなきゃいけないこともあるわけです。その辺はやっぱり皆さんで本当に意見を出し合ってほしい。それが1点。

もう一つは、行政のあり方としては、これは僕が間違っているかもしれませんが、教育委員会はどういう位置づけかという、市長の行政から独立して存在するというのが一番存在理由としては大きいんだと思います。その市長あるいは政党の一方的な政策でもって教育が一つの方向に持っていかれてはいけないので、教育委員会としての独立した存在・地位が与えられた、そう理解しています。

そうすると、基本は、僕は教育委員会というのは学校や子供たちの味方なんだろうと思うんですね。それが敵味方にわれては困る。発想としては、みんなで教育を守っていこうという発想なんじゃないかと思うんですが、どうも、ちょっと私の印象では、その辺がずれているかなという気がします。間違っていたらごめんなさい。

したがって、これから説明会等でも、そういうスタンスで話し合いをしていただきたい。子供たちや、あるいはご父母の皆さんや、あるいは学校の先生、そういう人たちと同じ立場で考えてみると。そこをわかってもらえたら、もう少し前進するんじゃないかなというふうに思っています。

ちょっと生意気かもしれませんが、今までの議論やいただくお手紙・資料を見ると、なるほどと思うものもあります。これは、ちょっとやはり一方的だなというものの中にはあります。もう少し譲歩してもらえるのもあるんじゃないかなというものもあります。ですから、ま

だお互いに検討しながらいい結論を出すという、そういう可能性はいっぱいあると思いますので、そういうスタンスを大事にしてほしいなというのが私の希望です。

委員長 まさにそういうことだと思います。ですから、今後の協議会での説明の中に、私も先月ちょっと申し上げたかもしれませんが、新しい学校、新しい地域に行政が確実に支援する方策、いろいろな支援策があると思うんですね。こういうふうにやって、こういうふうになりますだけじゃなくて、こういう新しい学校、新しい地域に対して、行政はこういう支援をしたいんですよという具体的な策を、説明の中でぜひ盛り込んでいただきたいというふうに思います。

一番その地域の人不安になっているのは、新しい学校へ通わせて大丈夫かなという、まず不安ですね。そういったようないろいろな細かい心配事や何が各所であるんじゃないかと思うんですね。だから、その辺はこれ松戸市全体のことですから、やっぱり学校というのがその地域の中核になって、これからも地域のコミュニケーションがうまくとれていくということを進めていかなくちゃならない。その方策についても、いろいろな細かい支援が必要かなというふうに思います。

さて、きょう出ていましたこの請願書の「強行しない」というのを守ってくださいという請願についての結論に入ってよろしゅうございますか。各委員さん、それなりに正直に採決をいただきたいと思います。

それで、いつもここで「ご異議ございませんか」というような言い回し方で言うんですが、この場合、非常に重要ですので、また違った方法で議案第11号を採決をさせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第11号を採択の方の方、挙手をお願いしたいと思います。

關委員 ちょっとすみません、その前に、どういう形でということをも、どう、挙手の仕方があるかということ。

委員長 挙手の仕方ですか。

關委員 採択するときに挙手か、採択しないことに、それが趣旨だと思いますけれども。

委員長 採択する方に挙手ですね。

關委員 もう一つの選択は。

委員長 もう一つは不採択の方。採択か不採択か、どっちかしかないわけです。

採択の方に挙手をお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

( 挙手する者なし )

委員長 採択の方がおられないということで理解をしてよろしゅうございますか。

それでは、議案第11号は不採択となりました。決定をさせていただきます。

本日の議案は以上のごとくでございます。

その他

委員長 それで、あと事務局の方で日程について、よろしく申し上げます。

企画管理課長 事務局の方からお願いいたします。

平成16年4月の定例会でございますけれども、4月15日の木曜日、午後2時から、こちらの5階会議室の方でいかがでございますでしょうか。

( 「はい」 の声あり )

閉 会

委員長 長時間にわたり、ありがとうございました。まだまだこれからいろいろ協議会のお話とか、いろいろな内容が毎月討論されると思います。よろしく願いをいたします。

きょうはこれで閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時26分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員